

各種制度の限度額の見直し

平成 30 年 8 月から

国民健康保険 (70 歳以上の方)

後期高齢者医療制度

高額療養費の 1 カ月の自己負担限度額

平成 30 年 7 月まで				平成 30 年 8 月から			
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
			4 回目以降❖				4 回目以降❖
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	
		44,400 円			課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	
					課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	
一般	14,000 円◇	57,600 円		一般	18,000 円◇	57,600 円	
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600 円		市民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600 円	
	区分Ⅰ	15,000 円			区分Ⅰ	15,000 円	

❖ 過去 12 カ月で 4 回目以降の支給の場合。 ◇ 1 年間の限度額は、144,000 円となります。

高額介護合算療養費の限度額

平成 30 年 7 月まで		平成 30 年 8 月から			
区分	限度額	区分	限度額		
現役並み所得者	67 万円	課税所得 690 万円以上	212 万円		
		課税所得 380 万円以上	141 万円		
		課税所得 145 万円以上	67 万円		
一般	56 万円	一般	56 万円		
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	31 万円	市民税非課税世帯	区分Ⅱ	31 万円
	区分Ⅰ	19 万円❖		区分Ⅰ	19 万円❖

❖ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円。

乳幼児等医療費助成制度

重度心身障害者医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

1 カ月の自己負担限度額

平成 30 年 7 月まで				平成 30 年 8 月から		
区分	医療費	外来	外来+入院	外来	外来+入院	
			4 回目以降❖		4 回目以降❖	
課税世帯	医療費	14,000 円◇	57,600 円	18,000 円◇	57,600 円	44,000 円
	訪問看護		14,000 円		18,000 円	
市民税非課税世帯	利用料		8,000 円	8,000 円		—

❖ 過去 12 カ月で 4 回目以降の支給の場合。 ◇ 1 年間の限度額は、144,000 円となります。

問合先 国民健康保険は、市国保医療助成課国保グループ

後期高齢者医療制度・医療費助成制度は、市国保医療助成課医療助成グループ